農業災害補償法に基づく

家畜共済の概要 経営局保険課・保険監理官

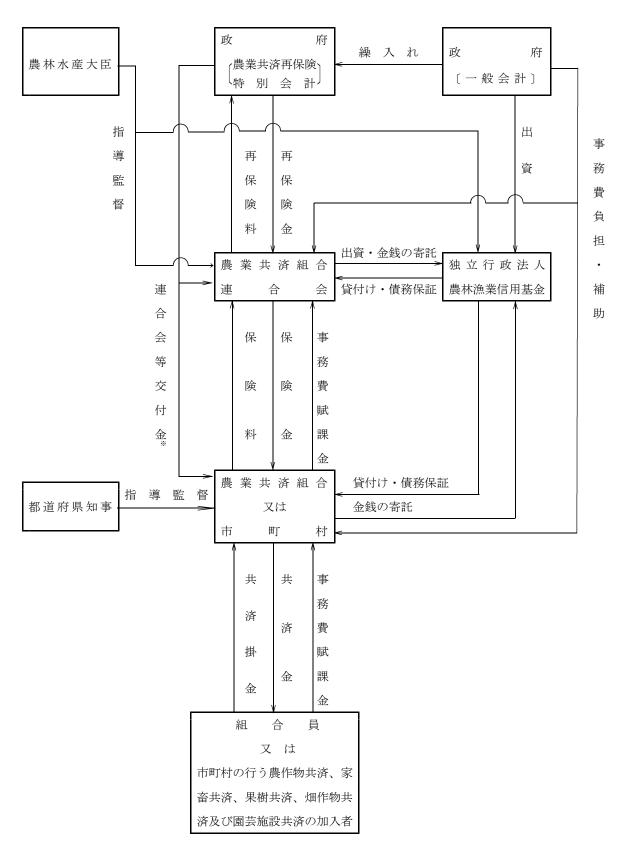
7	` -
1	7 77
4	→ A*

第 1	家畜共済制度の変せん・・・・・	1
第 2	家畜共済制度の仕組み・・・・・	9
第 3	家畜共済の実績・・・・・2	0

平成23年10月

農林水産省

農業災害補償制度の機構



[※] 都道府県単位の農業共済組合(以下「特定組合」という)にあっては、政府一特定組合ー組合員となる。※ 連合会等交付金:農業災害補償法第12条等の規定により、農家が支払うべき共済掛金のうち約1/2を国が負担することとなっているが、その負担分は、同法第13条等の規定により、組合等又は連合会に交付している。

この冊子に記載されている法とは農業災害補償法、政令とは農業災害補償法施行令、規則とは農業災害補償法施行規則のことです。

第1 家畜共済制度の変せん

年	次	制度変せんの概要	参考
明治	19		パウル・マイエット「農業保険論」を起草
	24		「日本振農策」(エッゲルト)刊行
	33		産牛馬組合法公布、保険業法公布
	38	各府県の家畜共済事業について調査(第	
		1回)	
	39		「家畜保険論」(津野慶太郎)刊行
	44	各府県の家畜共済事業について調査(第	
		2回)	
大正	∄4		畜産組合法公布
	12	地方畜産主任官会議に「家畜共済事業の	この頃から中央、地方の各団体から政府に
		現況及之が普及発達を促進する為執るべ	対して家畜保険法制定の建議、請願、陳情
		き方策如何」を諮問	が相次ぐ。
	14	各府県の家畜共済事業について調査(第	
		3回)	
	15	商工省に損害保険制度調査委員会を設立	
n71.75	- 0	し農業関係保険制度について諮問	
昭和		上記委員会家畜保険に関する審議を開始	
	3	上記委員会家畜保険に関し答申	女立只)z 宁女归吟部弘黑
	4	家畜保険法(3月法律第19号)公布 家畜再保険特別会計法(3月法律第	畜産局に家畜保険課設置
	5	秋田県山本郡家畜保険組合に対し最初の	
	J	設立認可指令	
	6	高等小学校読本農村用第3学年(上)に	
	O	「家畜保険」掲載	
	8	7 E MIN. 1974	農業動産信用法公布
	9	家畜保険組合衛生施設助成規則公布(病	7-27-27-27-27-27-27-27-27-27-27-27-27-27
		傷の診療、予防に要する組合の費用に対	
		し助成)	
	11	家畜保険小団体施設省令公布(加入の団	漁船保険法公布
		体的取りまとめ等に対し奨励金を交付)	
	13		農業保険法公布
	14		農業再保険特別会計法公布
	16	家畜保険省令規則公布 (加入増加のため	農林省官制改正により、農政局農業保険課
		の事業、普及宣伝事業、事故防止事業に	において家畜保険に係る事務を分掌するこ
		対し奨励金を交付)	ととなる。
	18		農業保険法の改正(純保険料国庫負担、強

年	次	制度変せんの概要	参 考
			制加入制度)
┃		農業災害補償法(12月法律第185号)	INJAH / CINJ/X /
		公布(死亡廃用共済、疾病傷害共済、生	
		産共済)	
		簡易家畜診療所の設置補助開始。22~25	
		年1,000か所。	
	23	引受開始、廃用の解釈取扱いを通達	馬の流行性脳炎発生
			へい獣処理場等に関する法律公布
	24	農業災害補償法の一部改正(6月法律	家畜商法公布
		第201号)(牛馬の死亡廃用共済の義務加	獣医師法公布
		入制、最低共済金額制)	牛の流行性感冒発生
		農業災害補償法の一部改正(12月法律	
		第265号)(最低共済掛金の1/2国庫負担)	
		家畜共済事業事務費の負担はじまる。加	
		入頭数伸びはじめる。廃用の解釈取扱い を通達。	
	25	加入頭数増加、死廃事故多発、馬伝貧・	牛の流行性感冒大発生 24~25年で約60万
	20	牛結核の事故増加、廃用事故の範囲を明	頭
		確化	家畜保健衛生所法公布
		TIME I	家畜改良増殖法公布
	26	事故防止と事故の適正取扱いを通達	家畜伝染病予防法公布
	27	家畜事故防止施設費補助開始。27~30年	牛の流行性感冒発生
		1,501か所。疾病傷害共済乙種の実施、事	農業共済基金法公布
		業ようやく安定化へ。	漁船損害補償法公布
	28	家畜共済の臨時特例法(8月法律	と畜場法公布
		第244号)(死亡廃用共済と疾病傷害共済	
		の一元化を2年間試験的に実施)	
	29		酪農振興法公布
	30	農業災害補償法の一部改正(7月法律	
		第95号) (死廃病傷共済の全面実施)	
		病傷事故、乳牛の廃用事故が増加、収支 再び悪化	
		事故低下補助金の交付開始	
	31	病傷事故増加、死廃事故確認・適正評	牛の流行性感冒発生
		価・診療適正化対策を実施	家畜取引法公布
	32	病傷診療内容適正化対策を通達	農業災害補償法の一部改正(一筆収量建制
			の採用、市町村移譲、監督の強化等)
	33	病傷事故の適正取扱いを通達、乳牛事故	牛の流行性感冒発生
		対策府県を指定	
L			

年	次	制度変せんの概要	参 考
昭和	□34	農業災害補償法の一部改正(3月法律	牛の流行性感冒発生
		第27号) (牛馬の死廃病傷共済の掛金の死	
		廃部分の1/2を国庫負担、乳牛加入奨励金	
		の交付) - Auto-Tab (#14 / 1.14 P.II. BB / /	
	0.5	診療所整備強化補助開始	英本壮八七
	35	病傷事故の適正取扱いを通達、乳牛事故 対策府県を拡大	薬事法公布
	36	家畜共済制度改正の準備調査開始	農業基本法公布
	37	多頭飼育加入奨励金の交付	
	38	加入推進奨励金の交付	農業災害補償法の一部改正(農作物共済責
			任の拡充、補てん内容の充実、国庫負担の
			合理化、病虫害の事故除外等)
	39		漁業災害補償法公布
	40	家畜共済制度改正の検討開始	
	41	農業災害補償法の一部改正(7月法律	
		第125号)	
		(1) 引受方式の改善(包括引受方式の採用)	
		用) (2) 共済事故の選択制を採用	
		(3) 牛、馬の共済掛金国庫負担の拡充	
		(4) 責任保有の合理化(異常事故の全額	
		再保険)	
		(5) 家畜共済損害防止事業の強化	
		(6) 病傷給付方式の合理化	
		(7) そ の 他	
		共済掛金標準率の改定期間の短縮、	
		損害評価会の審査義務の廃止、生産共	
		済の廃止、山羊めん羊の除外、再保険	
		料の分納、住所移転者の共済関係の特	
	42	例 改正制度4月から実施	
	42 45	家畜共済損害防止事業の強化(乳牛の乳	
	10	房炎、肉用牛の繁殖障害を追加)	
	46	農業災害補償法及び農業共済基金法	農業共済団体の組織の整備、農作物共
		の一部改正(5月法律第79号)	済の合理化、蚕繭共済の充実、農業共済基
		(1) 牛、馬の共済掛金国庫負担割合の改	金の業務範囲の拡大及び農業共済組合連合
		善。新たに種豚への共済掛金国庫負担	会に対する業務委託等
		の実施	家畜伝染病予防法の一部改正
		(2) 病傷診療費の一部(初診料)農家負	
		担制の導入	

年 次	制度変せんの概要	参考
昭和47	17 改正制度 4 月から実施	
	家畜事故対策府県を指定	
48	家畜の損害防止事業の強化(肉用牛の尿	
	石症を追加)	
	国庫負担対象共済金額の限度額の頭数区	
	分撤廃	
49	家畜診療所整備強化事業開始	
	(一般・基幹それぞれ5か年計画)	
50	34 2 3 4 4 4 5 4 6 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4	
	(病傷給付対象共済金額の限度)の改定	
	事故除外の範囲の拡大	
51		農作物共済の充実と合理化、蚕繭共済
	の一部改正(5月法律第30号) (1) 肉豚を家畜共済の共済目的に追加	の充実、果樹共済の合理化、農業共済基金の業務範囲の拡大等
	(2) 牛、種豚の共済掛金国庫負担割合の	07来務 東西 の 加入 寺
	改善	
	(3) 組合等における共済責任の一部保留	
	の原則化	
	家畜共済不振地区対策事業の実施(適正	
	加入推進)	
52	改正制度4月から実施	
	家畜の損害防止事業の強化(牛のピロプ	
	ラズマ病を追加)	
53		畑作物共済及び園芸施設共済の本格実
	の一部改正(5月法律第57号)	施、農業共済基金の業務範囲の拡大
	(家畜診療施設の法的位置づけの明確	
	(化) 家畜共済不振地区対策事業の拡大(適正	
	加入推進及び予防衛生等指導事業)	
54		
	家畜共済地域対策事業開始(連合会は地	
	域対策協議会の設置、組合等は事故発生	
	防止事業ー家畜共済不振地区対策事業の	
	拡大)	
	家畜診療所整備強化事業	
	(新たに5か年計画として開始)	
55		蚕繭共済及び果樹共済の改善合理化
	第31号)(馬、肉豚の共済掛金国庫負担割	薬事法の一部改正(抗生物質の使用規制)
	合の改善)	
56	改正制度4月から実施	
	•	

年	次	制度変せんの概要	参考
		家畜共済地域対策事業の内容一部変更 (組合等の事故発生防止事業に種豚の追 加)	
昭和	158		家畜改良増殖法の一部改正(家畜受精卵移 植に関する規制及び輸入に係る家畜人工授 精用精液の利用に関する措置) 学校教育法の一部改正(獣医学教育6年制 に移行) 酪農振興法の一部改正→酪農及び肉用牛生 産の振興に関する法律に変更
	59	家畜診療所整備強化事業開始 (農業共済団体等運営特別事業として)	
	60	家畜共済損害防止事業交付金の負担割合の縮減(交付率70/100→65/100) 農業災害補償法の一部改正(6月法律 第50号) (1) 肉牛の子牛及び胎児を共済目的に追加 (2) 危険段階別共済掛金率の設定方式の 導入	補助金等一括法の公布(国の負担金、補助金等の整理及び合理化) 危険段階別共済掛金率の設定方式の導入 (各事業共通)並びに農作物共済、果樹共 済及び園芸施設共済の改善合理化 この頃より生乳の体細胞数に関する自主規 制
1	61	改正制度4月から実施	牛の異常産 (チュウザン病・九州、アカバ ネ病・東北) の発生
1	62	家畜の損害防止事業の交付金負担割合の 縮減(交付率65/100→60/100)	農業災害補償法施行令の一部改正
平成	元		へい獣処理場等に関する法律の一部改正→ 化製場等に関する法律に変更
	2	農業共済地域対応強化総合対策開始(家 畜共済地域対策事業は高被害率地域対策 事業に、家畜診療所整備強化事業は家畜 診療所再編整備強化事業に変更) 乳用牛、肉用牛の死廃事故が増加、収支 悪化	肉用子牛生産安定等特別措置法の施行
	3	農業共済地域対応強化総合対策の高被害 率地域対策事業にハードヘルス型が新設	牛肉の輸入自由化開始
	4		獣医師法の一部改正 獣医療法の制定 家畜改良増殖法の一部改正

年 次	制度変せんの概要	参考
平成 5	農業共済地域対応強化総合対策の高被害率地域対策事業の一般型の内容が拡充 (農家調査に血液検査等が追加) 家畜共済損害認定準則の一部改正 (残存物の基準額設定) 死廃事故低減体制整備緊急対策事業 (指定助成事業、5~7年度)	農業災害補償法の一部改正(5月法律第35号)。生産組織を単位とした共済関係の導入並びに農作物共済、果樹共済、畑作物共済及び園芸施設共済の責任分担の改善、共済掛金に係る国庫負担方式の合理化。 ガット・ウルグアイ・ラウンド農業合意受け入れ(12月)
6 7	 	WTO協定採択(4月) 新食糧法成立(12月) WTO設立(1月)
,	月農林水産省令第67号) (肉豚の引受方式を、出生日を同一とする飼養群から、離乳した日を同一とする 飼養群を単位として引き受ける方式に改めた。)	新食糧法施行(11月)
8	死廃事故低減体制緊急対策事業一年間延 長	
9		家畜伝染病予防法の一部改正(家畜伝染病の範囲の合理化、国内防疫体制の整備、輸入検疫の合理化)
10	家畜共済システムの実験実施	農政改革大綱策定(12月)
11	家畜共済システムの本格実施 農業災害補償法及び農林漁業信用基金法 の一部改正(6月法律第69号) (1) 新たな事故除外方式の導入 (2) 肉豚共済の引受方式の改善及び年間 一括引受方式の試験的導入 (3) 責任分担の見直し (4) 農業共済事業の二段階制の導入	新農業基本法成立(7月)
12	改正制度4月から実施 家畜群疾病情報分析管理事業開始 豚コレラ、アフリカ豚コレラを家畜異常 事故に追加	口蹄疫が宮崎県及び北海道下で発生(3月及び5月) 食料・農業・農村基本計画閣議決定(3月) 有珠山の噴火(3月) 三宅島雄山の噴火(8月) 家畜伝染病予防法の一部改正(国内の防疫 体制の整備、輸入検疫の強化等)
13		牛海綿状脳症(BSE)が千葉県下で発生 (我が国初)(9月) と畜場における全頭BSE検査開始 (10月)

年 次	制度変せんの概要	参考
平成14	伝達性海綿状脳症(BSE)を廃用事故(3号)に追加(1月告示第24号) 家畜医療画像電送システム支援事業開始	「食」と「農」の再生プラン策定(4月)
15	農業災害補償法の一部改正(6月法律第91号) (1) 乳牛の子牛及び胎児を共済目的に追加 (2) 死廃共済金支払限度の設定 (3) その他 肉牛の胎児価額の算定方法の改善、 多種包括共済の共済掛金率の計算方法 の改善、共済掛金標準率の算定方法の改善 高度家畜診療体制整備事業の開始 ①家畜群疾病情報分析管理システム普	牛の個体識別のための情報管理及び伝達に 関する特別措置法公布(6月法律第72号) 消費・安全局発足(食糧庁廃止、7月) 内閣府食品安全委員会創設(7月)
16	及定着 ②家畜医療情報電送システム 改正制度4月から実施 高度家畜診療体制整備事業の拡充 (事故発生要因分析・改善指導)	高病原性鳥インフルエンザが山口県、大分県及び京都府下で発生(79年ぶり・1月か
17 18	家畜共済事故低減情報システム開発・指導事業の開始	ら3月) 食料・農業・農村基本計画閣議決定(3月) ポジティブリスト制度の適用開始(5月)
19 20	家畜共済損害認定準則の一部改正(10月 告示第1502号)(基準単価の設定方法の 変更)	豚コレラ清浄化(4月)
21	家畜の損害防止事業の見直し(3月告示第444号)(牛の肝蛭症、牛のピロプラズマ病、馬の骨軟症を削除。牛の寄生虫性腸炎、牛の運動器疾患、種豚の繁殖障害を追加。乳牛のケトン症を周産期疾患として組み直し。)	BSEステータスが「管理されたリスク」 に決定(5月)
22	農業災害補償法施行規則の一部改正(3 月農林水産省令第22号) (1) 乳牛の雌等(子牛等選択)及び肉用 牛等(子牛等選択)の包括共済関係を 有する者の乳牛の雌以外の子牛等の定 義の変更	口蹄疫が宮崎県で発生(10年ぶり・4月から7月) 口蹄疫対策特別措置法公布(6月法律第44 号)

年 次	制度変せんの概要	参考
平成23	(2) 市町村の共済事業廃止等に伴う措置 ①待期間に係る例外事由の追加 ②個別共済関係に付する家畜の年齢制限に係る例外事由の追加 ③家畜共済の廃用事故の範囲に係る共済責任の始まった時のみなし規定の追加 家畜伝染病予防法の一部を改正する法律(4月法律第16号)の附則における農業災害補償法の一部改正(6月農林水産省令の本則における農業災害補償法施行規則の一部改正(6月農林水産省令第38号及び9月農林水産省令第57号)(1)共済事故から家畜伝染病予防法。の規定により家畜の全額が手当金、特別とよるの評価額の全額が手当金、特別となる死亡を除外し、廃用の範囲からも除外した。(2)家畜異常事故から牛疫、口蹄疫、下フリカ豚コレラによる死亡を除外した。(2)家畜異常事故から牛疫、口蹄疫、下フリカ豚コレラによる死亡を除外した。	東日本大震災(3月) 家畜伝染病予防法の一部改正(口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザの発生状況等を踏まえ、家畜伝染病の発生の予防、早期の通報、迅速な初動等に重点を置いて家畜防疫体制を強化)

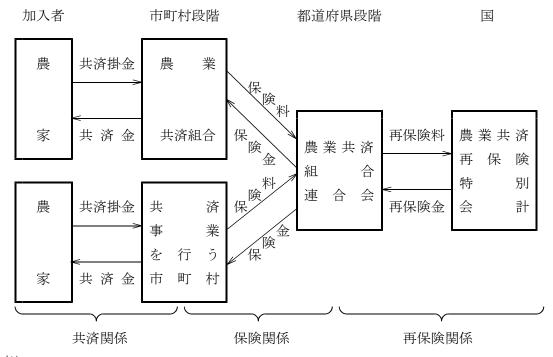
第2 家畜共済制度の仕組み

1. 機 構

農業災害補償制度は、同様の危険にさらされている多数の農家が共済掛金を出し合って共同準備財産を造成しておき、災害があったときは、その共同準備財産をもって被災農家に共済金の支払いをするという農家の相互扶助を基本とした制度である。

家畜共済制度は、絶えず発生する死亡、廃用、疾病及び傷害の事故について、市町村の単位や 都道府県の単位だけでは完全な危険分散ができないので、市町村段階における農業共済組合又は 共済事業を行う市町村(以下「組合等」という。)が負う共済責任のうち一定部分を都道府県段 階の農業共済組合連合会の保険に付し、更に農業共済組合連合会の負う保険責任の一定部分を国 の再保険に付している。

家畜共済の実施機構は次のとおりである。



(備考)

農業災害補償制度の運営は、基本的には上記のように三段階制により行われているが、地域の意向により二段階制(特定組合、政府)での実施も可能とされている。

2. 共済目的の種類(法84①、②、法115①、法150の5の2)

共済目的は、出生後第5月の月の末日を経過した牛(ただし、出生後第5月の月の末日を経過しない子牛及び授精等の後240日以上の胎児は、共済規程又は条例の定めるところにより、共済目的とすることができる。)、出生の年の末日を経過した馬、出生後第5月の月の末日を経過した種豚及び出生後第20日の日(その日に離乳していないときは離乳した日)から原則として出生後第8月の月の末日までの肉豚とし、次の15種類に区分して扱う。

(注) 牛及び馬については農林水産大臣の指定地域では、加入資格の取得が早められる。

乳 用 成 牛 乳牛の雌で、共済掛金期間開始の時において出生後第5月の月の末日を経 過したもの

成 乳 牛 乳牛の雌で、共済掛金期間開始の時において出生後第13月の月の末日を経過したもの

育 成 乳 牛 乳牛の雌で、共済掛金期間開始の時において出生後第5月の月の末日を経 過し、第13月の月の末日を経過しないもの

乳 用 子 牛 等 乳牛の雌で、共済掛金期間開始の時において出生後第5月の月の末日を経 過しないもの並びに乳牛の雌以外の乳牛の子牛(出生後第5月の月の末日 を経過しない牛)で出生後引き続き飼養されているもの及び乳牛の胎児

肥 育 用 成 牛 肉用牛で、肥育の対象となるもののうち、共済掛金期間開始の時において 出生後第5月の月の末日を経過したもの

肥 育 用 子 牛 肉用牛で、肥育の対象となるもののうち、肥育用成牛以外のもの

その他の肉用成牛 肥育用成牛及び肥育用子牛以外の肉用牛で、共済掛金期間開始の時において出生後第5月の月の末日を経過したもの

その他の肉用子牛等 肥育用成牛、肥育用子牛及びその他の肉用成牛以外の肉用牛及び乳牛以外 の牛の胎児

乳 用 種 種 雄 牛 乳用種に属する種雄牛で、種畜証明書の交付を受けているもの

肉 用 種 種 雄 牛 肉用種に属する種雄牛で、種畜証明書の交付を受けているもの

種 雄 馬 品種にかかわらずすべての種雄馬で、種畜証明書の交付を受けているもの

一 般 馬 種雄馬以外の馬

種 豚 繁殖用の豚

一 般 肉 豚 特定肉豚以外の肉豚

特 定 肉 豚 法第150条の5の4の特定包括共済関係に係る肉豚

(注) 乳用成牛を共済目的の種類とする地域と成乳牛及び育成乳牛を共済目的の種類とする地域は異なっている。

3. 加入及び共済関係の成立(法15①、法111、法111の3、法150の5の3)

(1) 加入資格者

組合等の区域内に住所を有するもので、牛、馬又は豚について養畜の業務を営む者。

(2) 共済関係の成立

家畜共済の共済関係には、「包括共済」と「個別共済」があり、それぞれ農家の加入申込みを 組合等が承諾することによって成立する。

ア 乳牛の雌等、肉用牛等、種雄馬以外の馬、種豚及び肉豚については、その種類ごとに、農家はその全頭を加入する。これを「包括共済」という。このうち、肉豚については、飼養群を単位として引受ける引受方式と農家単位に年間一括で引受ける引受方式(特定包括共済)とがある。

イ 種雄牛及び種雄馬については1頭ごとに加入する。これを「個別共済」という。

- ウ 特定包括共済は、以下の加入資格の要件を満たす者が共済関係を成立させることができる。
- (ア) 畜舎への立入調査により、母豚の頭数、畜舎の構造及び敷地面積その他肉豚の飼養頭数 の確認のための必要な事項が把握できること。
- (イ) 過去3年間において母豚の繁殖成績及び出生した豚の離乳の日までの死亡率を記録して おり、今後も記録することが確実であると見込まれること。
- (ウ) 過去3年間において自家生産豚が出荷する豚のおおむね全頭を占めており、今後もそれが確実であると見込まれること。
- (エ) 過去3年間において出荷頭数に関する資料の提出について協力が得られる市場に出荷しており、今後もそれが確実であると見込まれること。
- エ 包括共済の加入が拒まれた場合は、健康な家畜のみを個別共済に付することができる(子 牛及び牛の胎児並びに肉豚を除く。)

包括共済対象家畜の種類と共済目的の種類との関係

包括共済対象家畜の種類	共 済 目 的 の 種 類
乳 牛 の 雌 等 肉 用 牛 等	乳用成牛又は成乳牛及び育成乳牛並びに乳用子牛等 肥育用成牛、肥育用子牛、その他の肉用成牛及びその他の 肉用子牛等
種雄馬以外の馬	一般馬
種豚	種豚
肉豚	一般肉豚又は特定肉豚

4. 共済価額及び共済金額(法114の2、法114、法150の5の8、法150の5の9)

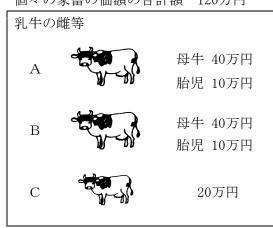
(1) 包括共済及び特定包括共済

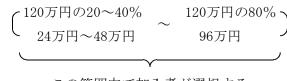
加入者単位に、乳牛の雌等、肉用牛等、種雄馬以外の馬、種豚及び特定包括共済に係る肉豚ごとに、現に飼養している家畜の価額を合計したもの及び肉豚の飼養区分ごとに共済掛金期間開始の時に飼養している肉豚の価額を合計した額を共済価額という。共済価額の最低の割合 [2~4割(肉豚は4~6割)の範囲内で共済規程、条例で定める。〕を乗じた額と最高の割合 (8割)を乗じた額の範囲内で加入者が申し出た金額により共済金額を設定する。

[例 示]

共 済 価 額

個々の家畜の価額の合計額 120万円





この範囲内で加入者が選択する。

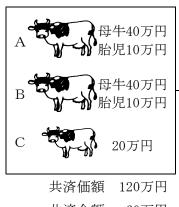
〔異動例〕

共済関係は自動的にDに及

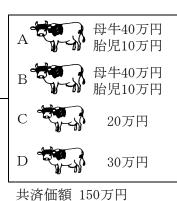
◇途中で30万円の乳牛Dが増加したとき

◇乳牛3頭及びその胎児が包括共済に加入した。

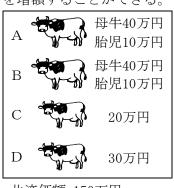
が、付保割合は低下する。 が、付保割合は低下する。 共済掛金を追加払いして直 前の付保割合まで共済金額 を増額することができる。



共済金額 60万円 付保割合 $\frac{60}{120} = 50\%$



共済金額 60万円 付保割合 $\frac{60}{150} = 40\%$



共済価額 150万円共済金額 75万円付保割合 $\frac{75}{150} = 50\%$

◇途中で20万円の乳牛Cを出荷したとき



共済価額 100万円 共済金額 60万円

付保割合 $\frac{60}{100} = 60\%$

(注) 付保割合とは共済金額を共済価額で除した割合である。

(2) 個 別 共 済

個々の家畜の価額を共済価額とし、それに最低の割合(2~4割の範囲内で共済規程、条例で定める。)を乗じた額と最高の割合(8割)を乗じた額の範囲内で加入者が申し出た金額により共済金額を設定する。

5. 共済掛金率 (法115)

共済掛金率は、共済目的の種類ごとに次のように定める。なお、組合等は共済事故の発生状況 その他危険の程度により危険段階別に定めることができる。

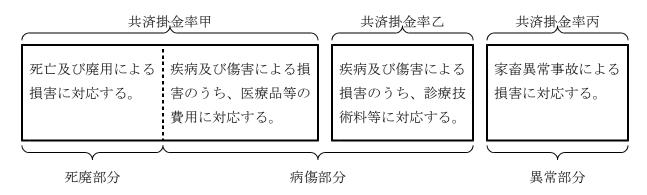
共済掛金率=共済掛金率甲+共済掛金率乙+共済掛金率丙

共済掛金率甲≧共済掛金標準率甲

共済掛金標準率乙≤共済掛金率乙≤農林水産大臣の定める率

共済掛金率丙≥共済掛金標準率丙

(注) 共済掛金標準率は、共済目的の種類ごとに、一定年間における被害率を基礎とし、 地域別に農林水産大臣が定め、一般に3年ごとに改定される。



6. 共済掛金と国庫負担(法115、法13の2、法13の6)

共済掛金は、共済金額に共済掛金率を乗じて得た金額である。

国庫負担額=共済金額(農林水産大臣が定める金額を限度とする。)×共済掛金標準率 ×国庫負担割合

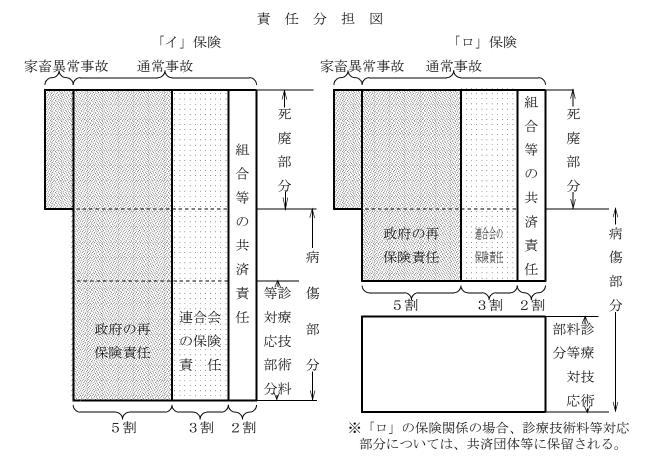
国庫負担割合

種	類	国庫負担割合
牛・牛の脂		1/2 $2/5$

- 7. 共済責任の分担(法121①、法122②、法123①、法124③、法133、法134②、法135、 法136③)
 - (1) 組合等の共済事業

組合等が加入者から共済掛金を受領し、共済事故による損害が生じた場合に共済金を支払う。

- (2) 農業共済組合連合会の保険事業
 - ア 組合等の共済責任の8割を保険する (「イ」の保険関係)。
 - イ 共済事業や保険事業の事業主体が家畜診療所を設置している地域では、病傷事故による損害のうち診療技術料等に対応する部分を除いた部分の8割を保険する(「ロ」の保険関係)。
 - ウ 特別の事由があるときは、保険割合を7割とすることができる。なお、一定の条件に該当する場合は、当分の間、保険割合を9割とすることができる。
- (3) 政府の再保険事業
 - ア 原則として連合会の保険責任の $\frac{50}{80}$ を再保険する。
 - イ 伝染病や水害のように局地的に大発生する損害で一定の要件を満たすものについては、家 畜異常事故としてその全額を再保険する。



(備考) 二段階制の責任分担

特定組合と政府の二段階制で行う場合の責任分担は、組合等保有責任相当部分と連合会保有責任相当部分を、単純に合わせた部分が特定組合の保有責任となり、残りが政府の保有責任となる。

- 8. 共済事故 (法84①②③、法111の8、法115①③⑦、政令2の7、規則16、 規則29の5、規則29の11、規則47の17)
 - (1) 共済事故の範囲

ア 死亡廃用事故

- (ア) 死亡(と殺による死亡及び家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)(以下「家伝法」という。)第58条第1項(第4号に係る部分に限る。)の規定による手当金、同条第2項の規定による特別手当金又は同法第60条の2第1項の規定による補償金の交付の原因となる死亡を除く。家伝法による殺処分を含む。)
- (4) 次の場合における廃用(牛の胎児及び肉豚を除く。)
 - 第1号 疾病、傷害によって死にひんした場合。
 - 第2号 不慮の災厄によって救うことのできない状態に陥った場合(家伝法第58条 第2項の規定による特別手当金又は同法第60条の2第1項の規定による補 償金の交付の原因となると殺又は殺処分が行われることが判明したときを 除く。)。
 - 第3号 骨折、は行、両眼失明、BSE、牛白血病、創傷性心のう炎若しくは、特定の原因による採食不能であって治癒の見込みのないものによって使用価値を失った場合。
 - 第4号 行方不明(盗難による場合を含む。)となった日から30日以上生死が明らかでない場合。
 - 第5号 乳牛の雌、種雄牛又は種雄馬が繁殖能力を失った場合。
 - 第6号 乳牛の雌が泌乳能力を失った場合。
 - 第7号 牛が出生時において、奇形又は不具であることにより、将来の使用価値が ないことが明らかな場合。
- イ 疾病傷害事故 (牛の胎児及び肉豚を除く。)
- (2) 家畜異常事故

家畜異常事故による損害については、全額が再保険される。

家畜異常事故は、次に該当する場合である。

- ア 牛肺疫によって家畜伝染病予防法の定めるところにより、家畜の移動又は移出を禁止又は 制限された場合における死亡及び廃用事故。
- イ 激甚災害法及び天災融資法の規定によって天災として指定された激甚災害による特別被害 地域における死亡及び廃用事故。
- (3) 事 故 除 外

次に該当する包括共済(肉豚については特定包括共済)加入者は、事故の一部を共済事故か ら除外して加入することができる(その分だけ共済掛金が軽減される。)。

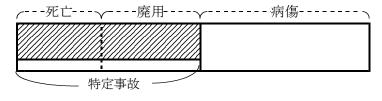
包括共済対象 家 畜 の 種 類	事故除外できる者の基準
乳牛の雌等	共済掛金期間開始時の飼養頭数が6頭以上であって、当該共済掛金期間の開始前5年間にわたり引き続き養畜の業務を営んだ経験を有する者
肉 用 牛 等 種雄馬以外の 種 豚	当該共済掛金期間の開始前5年間にわたり引き続き養畜の業務を営んだ経験 を有する者
肉 豚	共済掛金期間開始時の飼養頭数が200頭以上であって、当該共済掛金期間の開始前5年間にわたり引き続き養畜の業務を営んだ経験を有する者

除外できる事故・・・

規則第29条の5

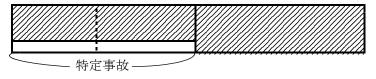
1号(特定事故以外の死廃事故)

(包括共済対象家畜の種類)



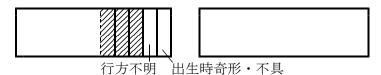
乳牛の雌等、肉用牛等、種雄馬以外 の馬、種豚

2号(特定事故以外の死廃事故及び病傷事故の全部)



乳牛の雌等、肉用牛等、種雄馬以外 の馬、種豚

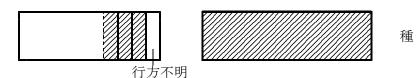
3号(行方不明及び出生時奇形・不具以外の廃用事故)



肉用牛等

豚

4号(行方不明以外の廃用事故及び病傷事故の全部)



5号 (病傷事故の全部)

		乳牛の雌等、 の馬、種豚	肉用牛等、種雄馬以外
規則第47条の17 (特定事故以外の	死亡事故)		
特定事故		肉豚(特定肉	豚)

(注)特定事故とは、火災、伝染病(法定伝染病及び届出伝染病(特定肉豚にあっては、ニパウイルス感染症、豚エンテロウイルス性脳脊髄炎に限る。))又は自然災害による死廃事故

- 9. 共済金 (法116、法150の5の10、規則31の3、規則32、規則33、規則47の22)
 - (1) 死亡廃用事故による共済金

ア 死廃事故の共済金は、次の算式により計算する。

イ 肉皮等残存物価額については、その売渡価額を基準とし、廃用家畜の評価額については、 最寄りの家畜市場における取引額を基準とする。

ただし、種雄牛以外の牛については、廃用家畜の枝肉価額又は売渡価額が、廃用家畜の体 重又はその枝肉重量に応じて前年の枝肉取引価格から算出した額(以下「基準額」という。) を下回った場合、肉皮等残存物価額及び廃用家畜の評価額は、基準額を用いる。

なお、共済金の計算に用いる肉皮等残存物価額及び廃用家畜の評価額(基準額を用いた場合も含む。)は、事故家畜の価額の1/2を限度とする。

- ウ てん補率(共済金額/共済価額)は、80/100を限度とする。
- エ 実際に支払われる共済金は、上記算式により算出される額と、次に示す算式により算出される純損害額とのいずれか小さい額とする。

純損害額=事故家畜の価額-(肉皮等残存物価額又は廃用家畜の評価額+手当金+補償金等) なお、死亡又は廃用に係る事故のうち特定事故(火災、伝染病(法定伝染病及び届出伝染 病)又は自然災害)以外の事故については、一共済掛金期間内における共済金の累計額が共 済金額に応じて定められる支払限度額までは支払われる。

オ 免責該当事項がある場合には、上記共済金から免責額を差し引いた額が支払われる。

(2) 疾病傷害事故による共済金

農林水産大臣が定める診療点数〔点数表には診療費(初診料を除く。)全体の評価に用いられるB種点数と、診療費のうち医療品等の直接費の評価に用いられるA種点数とがある。〕から次の算式によって算定する。

10円×B種点数=共済金*

* 加入者が負担した実診療費(初診料を除く。)を限度とし、一共済掛金期間内における共済金の累計額が共済金額に応じて定められる給付限度額までは支払われる。免責該当事項がある場合には、上記共済金から免責額を差し引いた額が支払われる。

10. 損害防止(法94、法95、法96、法128、法132①、法150の3、政令5)

加入者は、加入家畜について通常すべき管理や損害防止を怠ってはならない旨義務づけられている。また、組合等は損害防止に関し必要な指導又は指示を行うとともに損害防止のため必要な施設をすることができる。

連合会等が組合等に指示した次の疾病に係る損害防止については、国が経費の6割を負担する。

対 象 疾 病	対 象 家 畜
外傷性第二胃横隔膜炎その他の胃内の金属異物による疾病 (以下「金属異物性疾患」という。)	牛
寄生虫を原因とする腸炎(以下「寄生虫性腸炎」という。)	牛(子牛に限る)
子宮内膜炎その他の繁殖障害の原因となる生殖器の疾病 (以下「繁殖障害」という。) 運動器疾患(骨疾患、運動器の腫瘍を除く)	乳牛の雌、肉用牛(乳牛の雌及び種雄 牛以外の牛)の雌及び種豚の雌 乳牛、肉用牛
乳房炎	乳牛
周産期疾患(第四胃変位、乳熱、ダウナー症候群及びケトン症に限る。)	乳牛
尿石症	肉用牛

注:子牛とは、出生後第5月の月の末日を経過しない牛をいう。

11. 家畜診療所(法96の2、法117、法126)

組合等及び農業共済組合連合会は、加入家畜の診療と損害防止を行うために家畜診療所を設けることができる。

- (1) 加入家畜の診療
- (2) 損害防止
- (3) 引受検査及び評価
- (4) 家畜共済の普及及び加入の推進
- (5) 畜産諸施策に対する協力
- (6) その他目的達成のため必要とする業務

第 3 家畜共済の実績

加入の状況 1. 加入い、 (1) 加入頭数

一般期間・短期・追加

(単位:千頭)

一般期間

(単位:千頭)

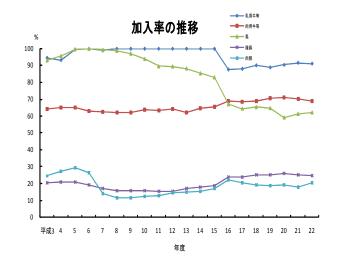
種類 年度	乳用牛等	肉用牛等	馬	大家畜計	種 豚	肉 豚	年度	乳用牛等	肉用牛等	馬	大家畜計	種 豚	肉 豚
平成3	1, 744	1, 895 (724)	46	3, 685	228	2, 588	平成3	1, 575	1, 727 (684)	37	3, 339	214	2, 502
4	1, 773	1, 921 (742)	48	3, 741	232	2,830	4	1, 544	1, 782 (710)	38	3, 364	218	2, 754
5	1,740	1, 906 (720)	49	3, 695	222	3,004	5	1,607	1, 789 (694)	40	3, 436	210	2, 933
6	1, 689	1, 855 (681)	49	3, 592	195	2, 691	6	1, 559	1, 731 (656)	39	3, 330	184	2, 623
7	1, 683	1, 808 (659)	47	3, 538	169	1,307	7	1, 526	1, 684 (635)	38	3, 248	160	1, 284
8	1,680	1, 743 (650)	45	3, 468	156	1,092	8	1, 528	1, 640 (625)	37	3, 205	147	1,050
9	1, 666	1, 759 (642)	45	3, 470	156	1, 132	9	1, 511	1, 636 (612)	36	3, 183	148	1,068
10	1,632	1, 754 (637)	42	3, 428	151	1, 163	10	1, 485	1, 665 (617)	34	3, 183	145	1, 144
11	1, 589	1, 740 (635)	41	3, 370	146	1,242	11	1, 452	1, 649 (612)	32	3, 133	141	1, 181
12	1, 567	1,748 (631)	40	3, 355	154	1,417	12	1, 425	1, 653 (610)	32	3, 110	142	1, 252
13	1, 553	1,743 (626)	38	3, 333	164	1,451	13	1, 412	1, 628 (595)	30	3,071	155	1,355
14	1, 595	1,779 (638)	37	3, 411	181	1,599	14	1, 447	1,671 (612)	29	3, 147	163	1, 406
15	1, 584	1,775 (631)	35	3, 391	185	1,704	15	1, 433	1, 687 (614)	28	3, 148	172	1, 554
16	1, 535 (611)	1,819 (624)	33	3, 387	185	1,702	16	1, 468 (654)	1, 729 (607)	26	3, 223	178	1, 588
17	1, 526 (799)	1,829 (628)	30	3, 386	189	1,577	17	1, 470 (788)	1, 737 (607)	24	3, 231	178	1, 579
18	1, 488	1,874	29	3, 391	189	1,785	18	1, 452	1, 735	23	3, 228	182	1, 489
19	(862) 1, 447	(639) 1, 908	28	3, 384	193	1,645	19	(854) 1, 412	1, 819	23	3, 254	185	1, 436
20	(887) 1, 404	(656) 1,911	27	3, 342	203	1,640	20	(878) 1, 362	(634) 1,812	21	3, 195	195	1, 468
21	(876) 1, 393	(670) 1,876	26	3, 295	204	1,618	21	(858) 1, 362	(642) 1, 809	21	3, 192	191	1, 340
	(881)	(666)						(874)	(652)		·		
22	1, 384 (891)	1,818 (641)	25	3, 226	197	1,754	22	1, 359 (883)	1, 763 (629)	20	3, 143	186	1,540

- (注) 1.乳用牛等及び肉用牛等の()内は胎児数であり、外数である。
 - 2. ラウンドの関係で、大家畜計は必ずしも一致しない。

(2) 加入率

(単位:%)

年度 年度	乳用牛等	肉用牛等	馬	種 豚	肉 豚
平成3	94.6	64.4	93.1	20.2	24.4
4	93.3	65.1	95.7	20.9	27.3
5	99.5	65.0	99.7	20.9	29.3
6	99.9	63.0	100.0	19.0	26.2
7	99.0	62.7	99.4	17.0	13.8
8	100.0	62.2	98.8	15.8	11.4
9	100.0	62.3	97.1	15.7	11.4
10	100.0	63.7	93.9	15.6	12.2
11	100.0	63.4	89.6	15.2	12.6
12	100.0	64.1	89.5	15.4	14.4
13	100.0	62.3	88.3	16.9	14.8
14	100.0	64.6	85.4	17.6	15.2
15	100.0	65.6	83.0	18.7	16.8
16	87.7	68.7	67.1	23.8	22.0
17	88.1	68.4	64.5	23.9	20.2
18	90.2	69.0	65.4	25.0	19.2
19	89.0	70.5	64.8	24.9	18.8
20	90.5	70.9	59.2	25.9	19.0
21	91.7	70.0	61.4	25.0	18.0
22	91.2	68.8	62.2	24.6	20.3



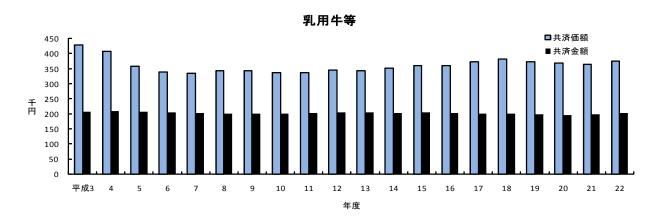
- (注) 1. 加入率=加入頭数/有資格頭数×100
 - 2. 有資格頭数は、平成15年度までは農林水産省「畜産統計」により牛馬については飼養頭数の80/100(ただし、 馬については農用・食用馬の飼養頭数の80%に「軽種馬生産統計」の繁殖供用めす馬の頭数を加えた頭数、 昭和61~平成15年度肉用牛等については、乳用種の飼養頭数に80/100を乗じた頭数と肉用種の頭数の合計 頭数)、種豚については便宜上6か月以上の子取り用めす豚の頭数、肉豚については肥育豚の頭数であり、 平成16年度からは連合会調べである。
 - 3. 加入頭数は、各畜種とも一般期間加入の頭数を用いた。

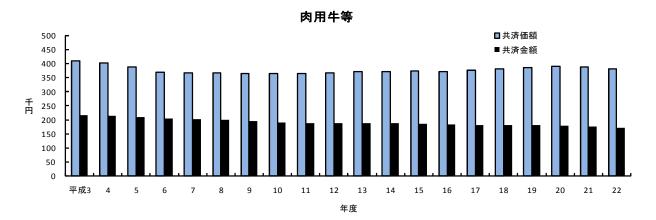
(3) 共済価額及び共済金額(1頭当たり)

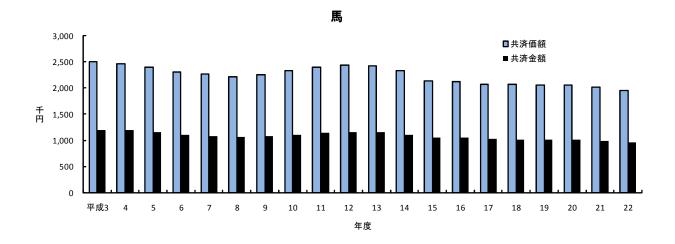
(単位:千円,%)

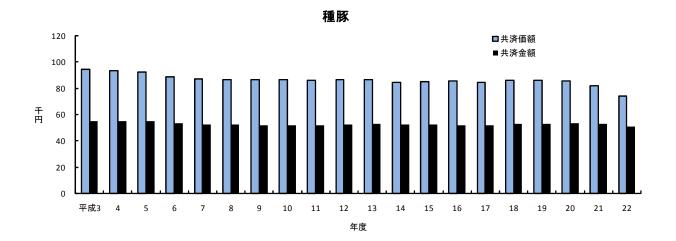
▲種類	乳	用 牛	等	肉	用 牛	等		馬		種	É A	豕	内	习 月	豕
年度	共済価額	共済金額	付保割合	共済価額	共済金額	付保割合	共済価額	共済金額	付保割合	共済価額	共済金額	付保割合	共済価額	共済金額	付保割合
平成3	428. 3	208. 8	48. 8	409. 3	216. 2	52. 8	2, 496. 0	1, 198. 4	48. 0	94. 5	54. 9	58. 1	21. 1	15. 8	74. 9
4	407. 0	209. 5	51. 5	403. 3	214. 8	53. 3	2, 466. 8	1, 195. 9	48. 5	93. 5	54. 7	58. 5	21. 1	15. 8	74. 9
5	358. 4	208. 4	58. 1	388. 6	209. 5	53. 9	2, 395. 5	1, 158. 9	48. 4	92. 2	54. 7	59. 3	21. 1	15. 7	74. 4
6	337. 7	205. 2	60. 8	370. 8	205. 6	55. 4	2, 311. 7	1, 101. 9	47. 7	88. 6	53. 0	59. 8	21. 0	15. 4	73. 3
7	333. 3	203. 0	60. 9	367. 0	202. 5	55. 2	2, 265. 7	1, 081. 6	47. 7	87. 0	52. 4	60. 2	19. 3	13. 9	72. 0
8	342. 6	202. 1	59. 0	366. 5	200. 3	54. 7	2, 216. 2	1, 060. 8	47. 9	86. 8	52. 4	60. 4	19. 1	13. 8	72. 3
9	342. 1	201. 7	59. 0	365. 2	194. 9	53. 4	2, 255. 5	1, 077. 7	47. 8	86. 5	51. 9	60. 0	19. 4	13. 5	69. 9
10	337. 1	200. 7	59. 5	364. 7	191. 2	52. 4	2, 336. 6	1, 111. 7	47. 6	86. 5	51. 7	59. 8	19. 4	13. 6	70. 1
11	336. 3	202. 8	60. 3	364. 6	189. 5	52. 0	2, 395. 5	1, 143. 9	47. 8	86. 3	51. 9	60. 1	19. 6	13. 7	69. 9
12	344. 0	204. 7	59. 5	366. 3	188. 9	51. 6	2, 434. 4	1, 160. 8	47. 7	86. 8	52. 4	60. 4	11. 9	9. 2	77. 3
13	343. 6	205. 9	59. 9	371. 0	189. 4	51. 1	2, 423. 2	1, 161. 2	47. 9	86. 5	52. 5	60. 7	11. 9	9. 2	77. 3
14	352. 2	203. 8	57. 9	373. 1	187. 6	50. 3	2, 326. 6	1, 111. 1	47. 8	84. 7	52. 0	61. 4	12. 9	10. 1	78. 3
15	360. 0	205. 7	57. 1	373. 3	186. 1	49. 9	2, 137. 0	1, 053. 7	49. 3	85. 3	52. 0	61. 0	13. 6	10. 5	77. 2
16	360. 9	203. 7	56. 4	373. 2	182. 8	49. 0	2, 124. 9	1, 046. 1	49. 2	85. 4	51. 9	60. 8	12. 0	9. 3	77. 5
17	371. 8	202. 1	54. 4	375. 7	181. 6	48. 3	2, 072. 7	1, 029. 2	49. 7	84. 3	51. 4	61. 0	12. 3	9. 5	77. 4
18	381. 6	200. 7	52. 6	380. 4	180. 5	47. 5	2, 070. 1	1, 014. 6	49. 0	86. 2	52. 8	61. 3	12. 5	9. 6	76. 7
19	373. 3	199. 9	53. 6	386. 5	181. 1	46. 9	2, 060. 2	1, 009. 8	49. 0	85. 9	52. 5	61. 1	11. 5	8. 6	74. 6
20	367. 5	198. 1	53. 9	392. 1	180. 2	45. 9	2, 055. 1	1, 010. 0	49. 1	85. 8	53. 0	61. 8	12. 0	9. 1	75. 9
21	363. 8	199. 9	54. 9	389. 1	177. 5	45. 6	2, 014. 7	985. 8	48. 9	81. 8	52. 8	64. 5	13. 1	9. 6	73. 2
22	374. 2	204. 3	54. 6	381. 4	173. 2	45. 4	1, 953. 3	964. 5	49. 4	74. 0	50. 5	68. 2	10. 6	8. 0	75. 4

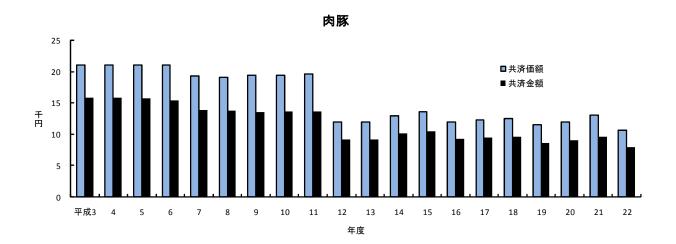
- (注) 1. 一般期間加入のものである。
 - 2. 乳用牛等及び肉用牛等は胎児を除いたものである。
 - 3. 付保割合=共済金額/共済価額×100











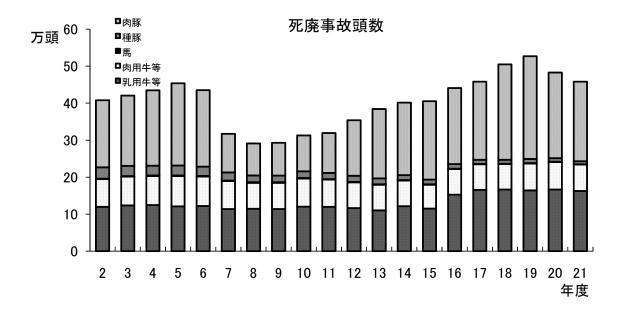
2 事故の状況

(乳用牛等の平成16年度からは胎児及び子牛が含まれている。)

(1) 死廃事故頭数

())/	団		ユエヽ
(==	1/1/1	٠,	頭)
17	- 1 1/		ᄁᇊᄼ

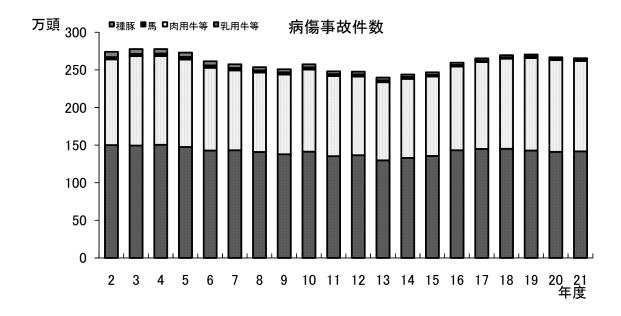
					(単位:與)
年度 年度	乳用牛等	肉用牛等	馬	種豚	肉豚
平成2	119,857	74,902	1,160	30,796	181,101
3	123,613	77,956	1,250	27,749	190,160
4	124,660	78,302	1,517	26,485	203,864
5	121,322	81,558	1,600	27,038	222,341
6	122,164	79,445	1,589	25,281	206,635
7	113,809	75,567	1,528	21,799	104,405
8	114,738	70,028	1,515	18,411	86,341
9	113,943	70,859	1,599	17,770	88,548
10	120,149	76,227	1,420	18,048	96,795
11	119,650	73,660	1,280	16,970	107,683
12	116,175	69,904	1,238	16,336	150,309
13	110,274	69,382	1,333	15,774	187,471
14	121,537	69,129	1,311	13,708	195,910
15	115,230	64,432	1,318	12,575	211,928
16	152,830	69,092	1,052	12,337	205,409
17	165,499	69,279	1,011	11,072	211,400
18	166,488	69,028	918	10,512	257,992
19	164,267	72,601	895	11,305	278,059
20	166,445	74,430	752	9,563	231,556
21	162,733	71,370	748	8,389	215,039



(2) 病傷事故件数

())///		1.	1.\
(単位	· 17	1/	C)
('+- '	╨. •		_/

				(単位:件)
年度 年度	乳用牛等	肉用牛等	馬	種豚
平成2	1,500,628	1,139,846	29,530	70,806
3	1,494,469	1,187,436	31,093	63,290
4	1,503,498	1,180,534	33,007	60,455
5	1,474,054	1,165,183	31,955	57,421
6	1,428,304	1,099,753	31,374	54,751
7	1,431,038	1,062,466	32,027	48,274
8	1,408,021	1,055,018	31,117	42,364
9	1,379,620	1,058,293	30,154	41,345
10	1,413,417	1,090,013	29,652	41,754
11	1,352,394	1,065,808	25,931	36,711
12	1,365,891	1,045,362	28,237	36,425
13	1,297,072	1,038,555	25,577	36,987
14	1,329,505	1,051,635	24,329	33,887
15	1,355,080	1,057,499	22,714	31,805
16	1,431,610	1,112,552	21,323	29,284
17	1,448,193	1,156,806	20,276	28,539
18	1,450,474	1,197,845	18,914	27,704
19	1,427,431	1,230,969	19,368	25,993
20	1,410,721	1,217,947	17,691	21,835
21	1,416,592	1,202,392	16,658	19,020



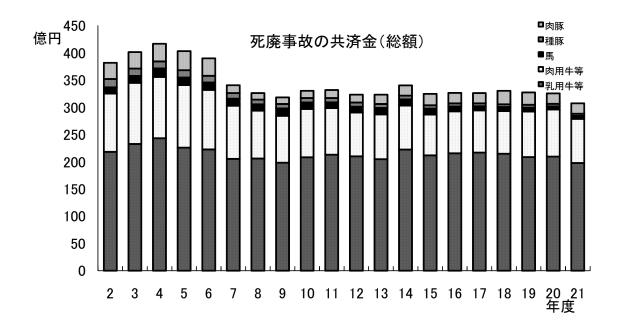
(3) 死廃事故の共済金

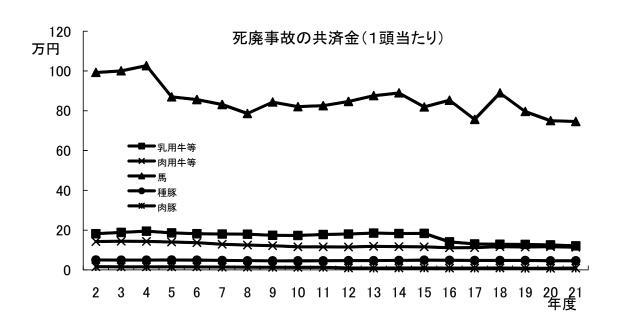
死廃事故の共済金

(単位:千円)

種類					<u> (単位・1円)</u>
	乳用牛等	肉用牛等	馬	種 豚	肉 豚
年度	12/14 14	1 47 14 1 14		122	, , , , ,
平成 2	21,811,893	10,691,461	1,151,170	1,543,413	2,952,169
	(182.0)	(142.7)	(992.4)	(50.1)	(16.3)
3	23,259,744	11,222,082	1,250,518	1,373,940	3,015,445
	(188.2)	(144.0)	(1,000.4)	(49.5)	(15.9)
4	24,318,299	11,249,364	1,557,117	1,298,898	3,222,905
_	(195.1)	(143.7)	(1,026.4)	(49.0)	(15.8)
5	22,586,948	11,468,743	1,391,412	1,356,310	3,482,092
	(186.2)	(140.6)	(869.6)	(50.2)	(15.7)
6	22,258,278	10,917,029	1,360,134	1,250,087	3,182,443
7	(182.2)	(137.4)	(856.0)	(49.4)	(15.4)
7	20,537,270	9,756,069	1,269,884	1,036,381	1,452,879
8	(180.5) $20,588,094$	(129.1) $8,776,447$	(831.1) 1,190,696	(47.5) 854,287	(13.9) 1,200,757
O	(179.4)	(125.3)	(785.9)	(46.4)	(13.9)
9	19,810,065	8,618,524	1,348,978	820,556	1,198,055
3	(173.9)	(121.6)	(843.6)	(46.2)	(13.5)
10	20,806,813	8,881,352	1,164,981	839,843	1,306,302
10	(173.2)	(116.5)	(820.4)	(46.5)	(13.5)
11	21,280,177	8,567,940	1,056,359	784,369	1,456,241
	(177.9)	(116.3)	(825.3)	(46.2)	(13.5)
12	20,985,329	8,066,453	1,047,793	770,699	1,450,239
	(180.6)	(115.4)	(846.4)	(47.2)	(9.6)
13	20,468,303	8,222,123	1,167,188	738,027	1,697,946
	(185.6)	(118.5)	(875.6)	(46.8)	(9.1)
14	22,217,648	8,082,444	1,166,109	654,167	1,886,434
	(182.8)	(116.9)	(889.5)	(47.7)	(9.6)
15	21,165,254	7,499,012	1,079,132	619,271	2,097,634
1.0	(183.7)	(116.4)	(818.8)	(49.2)	(9.9)
16	21,543,858	7,696,394	896,955	595,844	1,896,184
1.77	(141.0)	(111.4)	(852.6)	(48.5)	(9.2)
17	21,663,652	7,751,841	764,608	527,331	1,882,950
18	(130.9) 21,455,947	(111.9) 7,866,850	(756.3) $729,755$	(47.6) $502,480$	(8.9) $2,442,925$
10	(128.9)	(114.0)	(794.9)	(47.8)	(9.5)
19	20,843,838	8,364,366	712,632	542,312	2,249,921
1.0	(127.9)	(115.2)	(796.2)	(48.0)	(8.1)
20	20,933,861	8,679,488	564,053	441,293	1,930,897
20	(125.8)	(116.6)	(750.1)	(46.1)	
21	19,749,600	8,124,083	557,742	390,252	1,899,277
	(121.4)	(113.8)	(745.6)	(46.5)	(8.8)
	(===1)	(223.0)	(. 13.0)	(19.0)	(3.0)

(注)() 内は1頭当たりの共済金の額である。





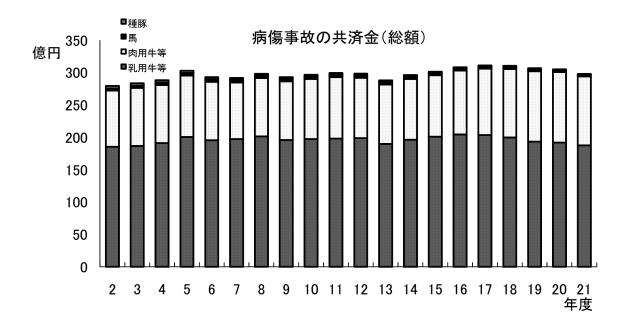
(4) 病傷事故の共済金

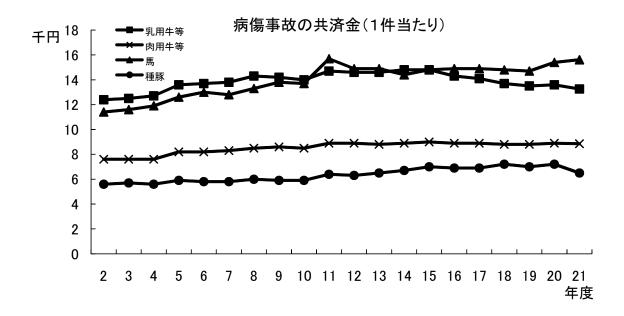
病傷事故の共済金

(単位:千円)

				<u>(単位:十円)</u>
種類 年度	乳用牛等	肉用牛等	馬	種 豚
平成 2	18,551,876	8,671,336	336,559	397,429
3	(12.4)	(7.6) 8,976,162	(11.4) $359,509$	(5.6) $363,231$
3	18,674,013 (12.5)	(7.6)	(11.6)	(5.7)
4	19,120,909	8,982,264	393,021	340,210
	(12.7)	(7.6)	(11.9)	(5.6)
5	20,054,358	9,498,887	403,212	339,257
6	(13.6) 19,564,793	(8.2) 9,031,034	(12.6) $409,065$	(5.9) $318,027$
U	(13.7)	9,031,034 (8.2)	(13.0)	(5.8)
7	19,734,649	8,767,288	409,775	278,243
	(13.8)	(8.3)	(12.8)	(5.8)
8	20,166,279	9,005,141	414,212	255,553
_	(14.3)	(8.5)	(13.3)	(6.0)
9	19,583,512	9,075,131	414,859	245,854
1.0	(14.2)	(8.6) 9,307,353	(13.8)	(5.9)
10	19,727,993 (14.0)	9,307,353	405,754 (13.7)	246,956 (5.9)
11	19,819,079	9,492,902	406,350	233,511
	(14.7)	(8.9)	(15.7)	(6.4)
12	19,895,439	9,314,569	421,771	230,166
1.0	(14.6)	(8.9)	(14.9)	(6.3)
13	18,993,829	9,191,070	381,133	238,839
14	(14.6) 19,640,763	(8.8) $9,406,300$	(14.9) $349,534$	(6.5) $226,757$
14	(14.8)	(8.9)	(14.4)	(6.7)
15	20,114,747	9,481,723	336,296	221,439
	(14.8)	(9.0)	(14.8)	(7.0)
16	20,445,618	9,885,353	317,819	201,051
1.7	(14.3)	(8.9)	(14.9)	(6.9)
17	20,365,375	10,260,881 (8.9)	302,753 (14.9)	196,773 (6.9)
18	19,913,854	10,592,129	280,340	199,833
	(13.7)	(8.8)	(14.8)	(7.2)
19	19,341,314	10,891,882	284,500	182,739
	(13.5)	(8.8)	(14.7)	(7.0)
20	19,203,755	10,897,869	271,703	156,467
21	(13.6) 18,786,072	(8.9)	(15.4) $260,093$	(7.2) $123,604$
41	(13.3)	10,644,141 (8.9)	(15.6)	(6.5)
L	(10.0/	(0.0)	(10.0)	(0.0)

(注)() 内は1件当たりの共済金の額である。





(5) 死廃事故の多発疾病

(乳用牛等) (単位:頭)

	胎子異常	心不全	乳房炎	脱臼	関節炎	腸炎	総事故頭数
21	40,613	18,504	13,993	7,902	7,643	6,896	162,733
20	40,579	17,473	14,838	8,842	7,928	7,256	166,445
19	37,494	16,816	15,518	8,396	8,247	7,759	164,267

(肉用牛等)

/	肺炎	胎子異常	心不全	腸炎	急性鼓脹症	新生子疾患	総事故頭数
21	12,622	12,470	10,021	5,902	4,573	3,625	71,370
20	13,453	12,283	10,052	6,259	5,113	3,867	74,430
19	13,500	11,572	8,836	5,982	5,577	3,509	72,601

(種豚)

	心不全	肺 炎 子宮脱 関節炎		脱臼	産褥熱	総事故頭数	
21	3,347	1,138	667	661	641	337	8,389
20	3,646	1,242	726	743	683	421	9,563
19	3,817	1,562	772	604	711	540	11,305

⁽注)病名は平成21年度に発生の多い順(上位6位)に並べたものである。

(6) 病傷事故の多発疾病

(乳用牛等) (単位:件)

	乳房炎	黄体遺残	腸炎	肺炎	卵巣静止	乳熱	総事故件数
21	410,217	101,462	79,027	74,535	71,618	61,214	1,416,592
20	411,763	89,306	80,922	69,233	62,526	60,456	1,410,721
19	419,916	85,732	82,637	65,173	60,752	61,538	1,427,431

(肉用牛等)

	腸炎	肺炎	気管支炎	卵巣静止	胃腸炎	黄体遺残	総事故件数
21	287,874	205,638	161,394	60,007	47,906	40,798	1,202,392
20	290,507	211,176	169,059	61,361	53,855	41,482	1,217,947
19	296,708	202,991	170,576	64,066	57,958	41,666	1,230,969

(種豚)

	肺炎	心不全産褥熱		卵巣静止	関節炎	難 産	総事故件数
21	5,111	2,821	2,254	1,296	1,028	832	19,020
20	6,479	2,946	2,423	1,420	1,208	770	21,835
19	6,637	3,079	2,912	1,984	1,282	1,003	25,993

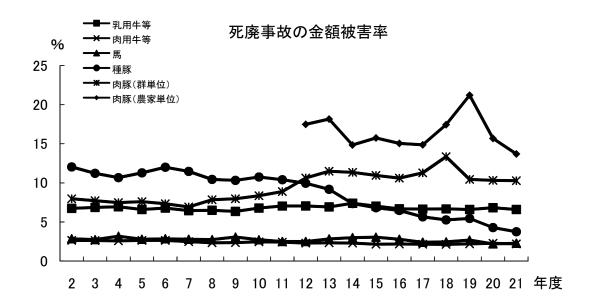
⁽注)病名は平成21年度に発生の多い順(上位6位)に並べたものである。

3 金額被害率

(1) 死廃事故の金額被害率

(単位:%)

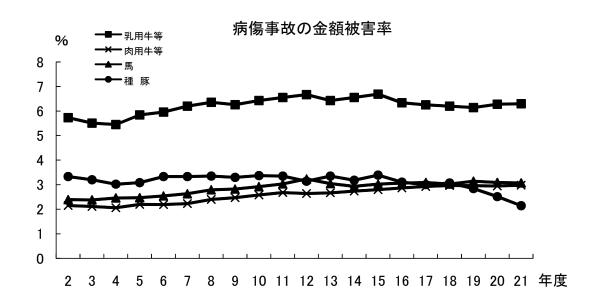
						(半江, /0)
種類	乳用牛等	肉用牛等	馬	種豚		豚
年度					群単位	農家単位
平成2	6.72	2.62	2.84	12.04	7.95	
3	6.84	2.61	2.74	11.22	7.70	
4	6.93	2.56	3.17	10.66	7.47	
5	6.57	2.63	2.79	11.28	7.58	
6	6.77	2.62	2.84	11.99	7.31	
7	6.43	2.46	2.78	11.46	6.91	
8	6.48	2.32	2.74	10.45	7.84	
9	6.33	2.33	3.06	10.31	7.95	
10	6.77	2.44	2.72	10.75	8.35	
11	7.02	2.40	2.49	10.40	8.87	
12	7.03	2.27	2.49	9.95	10.61	17.48
13	6.91	2.32	2.83	9.17	11.47	18.15
14	7.38	2.28	2.99	7.35	11.34	14.84
15	7.01	2.13	3.05	6.82	10.95	15.73
16	6.66	2.15	2.78	6.46	10.59	15.05
17	6.63	2.13	2.40	5.64	11.27	14.86
18	6.65	2.11	2.45	5.25	13.34	17.43
19	6.58	2.18	2.67	5.45	10.44	21.20
20	6.81	2.25	2.19	4.28	10.31	15.66
21	6.58	2.17	2.28	3.74	10.26	13.69



(2) 病傷事故の金額被害率

(単位:%)

				(平位, /0)
種類 年度	乳用牛等	肉用牛等	馬	種 豚
平成2	5.73	2.15	2.39	3.33
3	5.51	2.11	2.38	3.20
4	5.45	2.06	2.46	3.02
5	5.84	2.20	2.47	3.08
6	5.96	2.19	2.54	3.33
7	6.20	2.23	2.63	3.33
8	6.36	2.40	2.79	3.35
9	6.26	2.47	2.82	3.30
10	6.43	2.58	2.92	3.37
11	6.55	2.68	3.03	3.35
12	6.67	2.64	3.23	3.14
13	6.43	2.67	3.04	3.35
14	6.55	2.74	2.93	3.18
15	6.69	2.80	3.02	3.39
16	6.34	2.87	3.06	3.10
17	6.25	2.93	3.09	3.00
18	6.20	2.97	3.02	3.07
19	6.14	2.96	3.14	2.84
20	6.28	2.95	3.09	2.51
21	6.30	2.98	3.07	2.14



4 特 別 会 計

家畜勘定の収支

(単位:百万円)

	収入	支出	1	差引過	\triangle	不足
年度	(A)	(B)	(/	4)-(B)		累計
昭26	1,308	1,586	Δ	278	Δ	489
27	1,580	1,838	\triangle	258	\triangle	747
28	1,750	1,597		153	\triangle	594
29	2,157	2,304	\triangle	146	\triangle	740
30	2,240	2,461	\triangle	220	\triangle	960
31	2,316	2,473	\triangle	156	\triangle	1,117
32	2,359	2,536	\triangle	176	\triangle	1,294
33	2,526	2,553	\triangle	26	\triangle	1,321
34	2,718	2,816	\triangle	98	\triangle	1,419
35	3,057	2,948		108	\triangle	1,311
36	2,755	2,525		230	\triangle	1,081
37	2,681	2,708	\triangle	27	\triangle	1,108
38	3,320	3,553	\triangle	232	\triangle	1,340
39	3,647	3,550		96	\triangle	1,244
40	3,455	3,270		184	\triangle	1,060
41	3,537	3,384		152	\triangle	907
42	3,397	3,267		130	\triangle	777
43	4,249	4,035		214	\triangle	562
44	6,502	6,229		273	\triangle	288
45	7,411	7,182		229	\triangle	59
46	7,370	7,315		54	\triangle	5
47	8,881	8,052		829		823
48	10,283	9,325		958		1,782
49	11,144	12,132	\triangle	988		794
50	14,022	14,371	\triangle	349		444
51	17,417	16,960		457		902
52	20,030	19,558		472		1,374
53	22,487	22,024		462		1,836
54	25,833	24,858		974		2,811
55	28,753	27,391		1,362		4,174
56	31,570	30,685		884		5,058
57	33,697	30,862		2,835		7,894
58	35,050	33,296		1,753		9,648
59	36,022	34,074		1,947		11,595
60	36,822	36,483		338		11,934
61	39,980	37,236		2,743		14,678
62	41,429	39,609		1,820		16,499
63	42,532	40,408		2,124		18,623

			· · · ·	<u>т. п/311</u>
年度	収入	支出	差引過	△不足
十戌	(A)	(B)	(A)-(B)	累計
平元	42,281	43,414	△ 1,132	17,491
2	44,895	49,248	\triangle 4,352	13,138
3	45,921	50,813	△ 4,892	8,245
4	51,009	54,945	△ 3,935	4,309
5	51,624	53,066	△ 1,441	2,868
6	52,148	51,770	378	3,246
7	55,947	50,229	5,718	8,964
8	55,711	48,759	6,952	15,917
9	52,277	45,901	6,375	22,292
10	48,360	45,965	2,395	24,688
11	47,995	45,960	2,035	26,724
12	45,833	44,415	1,417	28,141
13	44,095	42,743	1,352	29,494
14	44,060	43,729	330	29,824
15	43,789	43,532	257	30,082
16	44,111	43,599	512	30,594
17	44,675	42,395	2,280	32,874
18	44,586	44,715	△ 129	32,754
19	46,167	44,172	1,995	34,749
20	45,624	43,403	2,220	36,960
21	44,760	41,978	2,782	39,742
22	41,329	41,533	△ 204	39,538

(単位:百万円)

(注) 単位未満は、切り捨てのため計と一致しないものがある。

5 特定損害防止事業の実績

特定損害防止事業の対象疾病、実施方法等を見直し、平成21年度から開始したため、表を $(1) \cdot (2)$ に分けて作成した。

(1) 平成20年度までの検査頭数

(単位:千頭)

(1) 十八人	7十尺よ	. C 071円.	<u> </u>										(半世	上央/
		乳				牛			肉	用]	牛		馬
種 類 年 度	繁殖障害	ケトン症	乳房炎	性疾患物	肝蛭症	ズマ病ラ	計	繁殖障害	尿石症	性疾患物	肝蛭症	ズマ病ラ	11	骨軟症
昭和61	220	200	345	256	215	28	1,263	81	116	204	293	16	710	5
62	224	197	317	239	210	29	1,217	78	123	198	287	16	702	5
63	220	200	314	242	204	30	1,210	72	114	189	264	15	656	5
平成元	223	209	306	244	192	28	1,202	73	118	187	260	15	653	5
2	224	206	314	231	187	25	1,187	76	108	194	275	15	668	5
3	232	204	325	229	175	23	1,188	79	112	189	267	14	661	5
4	253	204	333	240	167	20	1,217	83	116	192	266	15	673	5
5	257	214	343	246	169	22	1,251	89	123	203	257	15	687	5
6	270	216	359	259	164	21	1,290	91	119	206	247	16	679	6
7	269	211	350	258	159	20	1,267	94	128	211	245	15	693	7
8	279	213	347	267	132	20	1,258	96	122	205	240	15	678	7
9	278	202	338	272	115	15	1,220	96	107	192	217	13	626	3
10	281	205	339	268	109	14	1,216	99	105	191	203	13	610	2
11	255	157	253	171	90	12	940	96	95	133	128	8	461	1
12	257	143	219	237	75	9	941	92	86	157	144	11	490	1
13	269	130	208	151	54	3	823	86	91	123	110	8	418	1
14	303	107	184	139	52	2	787	81	87	112	101	6	387	0
15	306	115	171	128	53	7	780	85	79	112	100	7	383	0
16	320	118	170	131	54	7	799	91	85	113	104	7	399	0
17	353	121	173	130	55	7	839	88	75	102	97	7	368	0
18	369	84	159	106	28	4	750	91	77	81	82	5	336	0
19	403	80	170	96	24	3	776	90	79	82	82	3	336	0
20	387	72	147	83	19	3	711	86	75	70	70	3	304	0

(2) 平成21年度以降の検査頭数

(単位:千頭)

111		乳			#			肉 用]	牛	種豚	
種 類 年 度	繁殖障害	疾患患期	乳房炎	性疾患物	疾運 患動 器	腸炎 寄生虫性	111 11	繁殖障害	尿石症	性疾患物	疾 患 動 器	腸炎 火 生 生 生	灬	繁殖障害
21	167	21	31	27	13	1	261	30	12	6	2	11	61	2
22	164	17	24	29	9	1	244	26	9	6	3	10	54	2

(注) (1)及び(2)について

- 1 家畜共済損害防止事業交付金に基づく事業実績による。
- 2 頭数は延べ検査頭数である。
- 3 ラウンドの関係で、内訳と計は一致しないことがある。

6 家畜診療所の設置状況

(1) 推 移

			平成元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
設	置	数	か所										
			460	452	450	443	430	408	396	394	381	362	340
診	療所	の	人										
獣	医 師	数	1,878	1,826	1,839	1,880	1, 894	1,914	1, 921	1,887	1,843	1, 798	1,828
1:	か所当た	· り	人										
獣	医 師	数	4. 1	4.0	4. 1	4. 2	4.4	4.7	4. 9	4.8	4.8	5.0	5. 4

		/	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
設	置	数	か所 330	324	313	307	300	288	283	281	278	280	281
診 ;	療所	の	人										
獣	医 師	数	1,686	1,662	1,644	1,640	1,659	1,660	1,681	1,679	1, 693	1,720	1,729
1 か	所当た	り	人										
獣	医 師	数	5. 1	5. 1	5. 3	5. 3	5. 5	5.8	5. 9	6.0	6. 1	6. 1	6.2

⁽注) 各年度とも4月1日現在

(2) 設置主体別の状況 (平成22年4月1日現在)

設	置	主	体	設問	置数		診療所の獣	医師数
	組	合		1	.67	か所	1, 139	人
	市町	丁村			3		15	,
	連台	会		1	11		575	,
	言	+	·	2	81	·	1,729)

[参考]

家畜飼養の概況(平成22年2月1日現在)

	項目 畜種		飼養戸数	飼養頭数	搾乳牛の経産	1戸当たり	対 前 年 比		
畫			凹 食 厂		牛に対する割合	飼養頭数	飼養戸数	飼養頭数	
			戸	千頭	%	頭	%	%	
乳	用	牛	21, 900	1, 484	86. 1	67.8	94.8	98. 9	
肉	用	牛	74, 400	2,892	_	38. 9	96. 2	98. 9	
	豚		6, 890	9, 899	-	1436. 7	95. 3	101.6	

- (注) 1. 農林水産省「畜産統計」による。なお、豚については、平成22年の調査が未実施であるため、平成21年 2月1日現在の値であり、その対前年比は、平成20年2月1日現在との比較値である。
 - 2. 経産牛とは、分娩経験のある牛をいい、搾乳牛と乾乳牛とに分けられる。